

「MICE@TOKYO」 募集要項

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京都内で開催されるMICE（※）を対象に、東京の開催地としての魅力を向上させ、一層の誘致促進と、オンライン参加者の満足度向上及び次回の訪都促進を図ることを目的としてメタバース空間上に構築されたバーチャル会議場「MICE@TOKYO」（以下「MICE@TOKYO」という。）の無料での利用機会を提供しています。

（※）MICEとは、M: Meeting（企業系会議）、I: Incentive（報奨・研修旅行）、C: Convention（国際会議）、E: Exhibition/Event（展示会、イベント等）の頭文字を取った総称です。

- 記 -

1. 利用申請対象者

MICEの企画・実施に関する一切の事業を行う主催者又は主催者が指定した事業者（会議運営会社、ミーティングプランナー等）で、日本国内に拠点を有し、下記の各要件を満たすものに限ります。

- (1) MICE開催に必要な組織体制が整備されているもの。
- (2) 当該MICEについて、適法かつ有効な運営規約を有しているもの。
- (3) 以下のいずれにも該当しないもの。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (4) MICE@TOKYOの利用に際して、専用アプリのパーソナルコンピューター（PC）へのダウンロードが可能であり、且つ参加者へ当該アプリのダウンロード方法を適切に案内できる手段を有するもの。

2. 利用対象MICE

利用対象となる事業は、原則として令和7年3月31日までに実施し、下記の各要件を満たすものに限ります。

- (1) MICEを東京都内の施設を主会場（リアル会場）とし、MICE@TOKYOを併用してハイブリッド形式で開催するもの。なお、リアル会場で開催されるMICEは、以下の要件を満たすこと。
 - ア 都内の会場を使用していること。
 - イ 現地の総参加者数は50人以上、うち海外参加者20人以上でありかつ、参加国数が3か国以上であること。
 - ウ 展示会・見本市の場合は、UFI 認証（*）若しくは JECC 認証（**）を受けている、または主催者が海外参加者数を公開する予定がある展示会・見本市であること。

（*）UFI: UFI(国際見本市連盟)の定める基準を満たしたもの。

（**）JECC: JECC(日本展示会認証協議会)の定める基準を満たしたもの。
 - エ 日本語以外の言語で実施されるプログラムが含まれていること。
- (2) 内容が、次の一つ以上に該当するものであること。
 - ア 東京のプレゼンス向上に寄与するもの。
 - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
 - ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。

エ その他、特に必要と認められるもの。

- (3) MICEの主な目的が営利目的（販売活動及び有料配信の実施等）でないこと。
- (4) MICEの成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。
- (5) 企業の労働組合活動又は福利厚生を目的とするものでないこと。
- (6) 国または地方自治体が主催するものでないこと。
- (7) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (8) 公序良俗に反するものでないこと。

3. 提供施設

前項に規定するMICEの開催を目的として使用可能なMICE@TOKYO内の主な施設は、以下のとおりです。

施設名	室数	最大収容人数 (各室あたり)	想定される利用目的
オーディトリウム	3	1,000	開会式、シンポジウム、基調講演等
カンファレンスホール	3	200	開会式、シンポジウム、基調講演等
エキスポホール	2	375	展示会、見本市等
コンサートホール	1	500	記念式典、表彰式、懇親会等
シネマルーム	1	40	セミナー、分科会等
チームスイートM	6	50	ワークショップ、展示会、商談、事務局等
チームスイートL	9	200	ワークショップ、展示会、商談、事務局等

※希望する日時に利用可能な施設や収容人数は、受入状況や通信環境等により変動いたします。

※建物等の仕様の変更は不可となりますが、装飾や座席レイアウト等の変更が可能な施設については、MICE@TOKYO事務局の提供する利用マニュアルを基に主催者が作業を行うことを前提として、装飾及び変更を施すことができるものとします。

4. 利用料金

利用料金は無料です。

5. 申請方法

(1) 提出書類

1	MICE@TOKYO専用ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）の利用申請フォーム
2	主催者組織体制（役員名簿、定款等）
3	委任状及び委任先の組織体制（役員名簿、定款並びに主催者との関係性） ※主催者と申請者が異なる場合に提出
4	その他財団理事長が必要と認める書類

(注) 財団による助成・支援が確定している他の事業がある場合には、上記2、3の提出は免除されます。

(2) 提出先等

申請書提出前に財団と相談の上、原則MICE開催日45日前までにご提出ください。

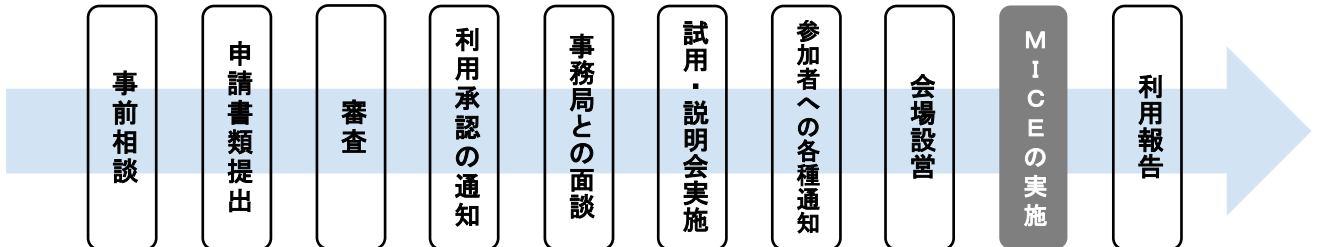
なお、利用申請には、ウェブサイト上の利用申請フォームをご利用ください。

ウェブサイトURL: <https://www.mice-at-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

(3) その他申請に係る注意事項

申請をご希望の際は、ウェブサイトにて施設詳細や利用要綱等をご確認の上、書類提出前にご相談ください。

6. 利用までの流れ



(1) 審査

財団は、申請書類を受理後、所定の基準に照らして事業内容の適格性等を審査します。

(2) 利用可否の通知

原則として、申請受理日より5営業日以内に利用可否の結果を通知いたします。

なお、MICE@TOKYOの利用承認の通知後、利用開始日から30日前までに「利用計画書」のご提出及びMICE@TOKYO事務局との開催内容に関する詳細な打ち合わせを実施いただきます。

また、開催準備期間として、原則、開催日の5営業日前からMICE@TOKYOをご利用いただけます。

7. 利用報告

利用後速やかにウェブサイトより利用報告をしていただきます。

※東京都や財団が広報に使用いたしますので、MICE開催時のキャプチャ画像等の提供又は財団による撮影、取材等にご協力をお願いいたします。

※今後のMICE@TOKYO利用促進等を目的として、MICE開催時の参加者数、滞在時間の計測等、各種調査を事務局にて実施いたします。調査結果は、東京都及び財団にて活用させていただきます。

8. 問い合わせ

MICE@TOKYO 事務局

営業時間： 9：30～17：30（土日・祝日・年末年始を除く）

電話番号： 03-5931-5365